

令和2年度 第4回丹波市介護保険事業運営協議会 会議録

日時	令和2年11月26日(木) 午後2時～
場所	丹波市役所第2庁舎 2階ホール
参加者	田口委員長、福井委員、田中委員、澤村委員、荒樋委員、馬場委員、小松委員、足立委員、木寺委員、小山委員、吉見委員、南野委員 (欠席：逢坂委員、細見委員、斉藤委員、大森委員)
会議内容	1. 開会 2. あいさつ 3. 報告事項 (1) 介護保険サービス事業所の更新申請について 資料 No. 1 4. 協議事項 (1) 丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の素案について 資料 No. 2 5. その他 (1) 令和2年度第5回運営協議会開催について 6. 閉会

1. 開会

【事務局】

(資料の確認)

令和2年度第4回丹波市介護保険事業運営協議会のご案内をさせていただきましたところ、委員の皆様にはご多用にもかかわらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

(出席の確認)

丹波市介護保険事業運営協議会田口会長より一言ご挨拶をいただきます。

2. あいさつ

【会長】

丹波市も選挙が終わり、市長、市議会改選が行われまして、新しいスタートしようとするところであります。また、そんな中でコロナの波が押し寄せているということもあり、ご参加いただいている皆さんも、気をやきもきされているのではなかろうかと心配もしているところでございます。丹波市は自然豊かなところということですが、交流が行われていて、いつどこで感染者が発生してもおかしくないような状態になってきております。年末に向けてあまり大きなことにならないことを願っているところでございます。

今日はだいぶん大詰めに来ております。パブリックコメントに出せるような書類を作成できるというところがございますので、今日も皆様方のご意見を頂き、スムーズな協議の場になりますことをお願いしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

【事務局】

続きまして、健康福祉部長金子より一言ご挨拶申し上げます。

【健康福祉部長】

大きく変化をしようとする中でこの福祉行政をしっかりと預かるものとして、粛々とまたしっかりと意見を述べながら取り組んでまいらないといけないなというふうに覚悟を新たにしておるところでございます。

本日は、介護保険事業運営協議会第4回であり、計画策定委員会ということで、委員の皆様お一人お一人の意見を大変貴重なものとして受け止め、計画の最終にかかってまいりたいと思っております。新型コロナウイルス感染症の第3波が押し寄せてまいってきております。そういった中でいろいろな自粛をしたり、高齢者施設また介護現場では大変なご苦勞をいただいているところがございます。大阪、兵庫県下でも大変に増えてきておりまして、丹波管内でも発症が見られておるところです。医療圏域の中で、介護従事者の方が熱発をされた場合は早く受診をしていただける体制をとることが重要です。

災害に向け、各介護保険事業所が避難行動計画を立てることの義務化が始まってまいります。災害時の避難確保計画の説明会を12月の頭に開催する予定にしており、合わせてコロナ対策もご説明を申し上げ、本市としても努力してまいりたいと思っております。本当に現場のご苦勞にはなかなか寄り添えていないかもしれませんが、しっかりとご意見を賜り、取り組んでまいりたいと思っております。

また、12月議会を前にしております。第7期の介護保険事業計画も3年目、最終年度を迎えておりますが、3つの地域に地域包括支援センターが設置できまして、昨年度からは社協のほうで東部圏域の包括を設置していただき、随分と努力をいただきました。また、地域包括支援センターを設置したり、認知症施策をしたり、在宅医療介護連携をしたりするなど、市が介護予防事業などに取り組み、機能強化をしていることに対する交付金というのが、平成30年度から交付されています。全国平均点が843.1だったのが、丹波市は1,138点と全国並みよりも高いということで、交付金を若干多めに頂けることになりました。

また、今年から始まりました保険者努力支援交付金というものもございまして、これは自立支援とか重度化防止の重点取り組みをしっかりとやっていくことによって交付金がいただけます。これも全国平均を上回った交付金をいただき、皆さん方の保険料に還元していけるよう、しっかりと財政運営ができるように交付を受けるため、12月補正に計上する予定です。

本日も皆様方の忌憚のないご意見をよろしくお願ひします。

3. 報告事項

(1) 介護保険サービス事業所の更新申請について

【事務局】

それでは次第の3番目、報告事項(1)介護保険サービス事業所の更新申請について、事務局からご説明を申し上げます。

【事務局】

(資料 No. 1 の説明)

【事務局】

3件の指定更新申請ございました。内容等ご不明な点ございましたでしょうか。それでは、今後の議事の進行につきましては、会長にお世話になりたいと思います。

4. 協議事項

(1) 丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の素案について

【会長】

それでは、次第4番、協議事項(1)丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の素案について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料 No. 2 の説明)

【会長】

今の説明を聞いていただきました。それぞれ委員の皆さん、専門的な分野もあろうかと思えますし、ここでご意見なり、またご質問を受けたいと思います。全般、どこからでも結構ですので、ご発言を頂ければ幸いです。

【委員】

今、書類を事前にいただき、説明を聞きまして、率直に言いましてパブリックコメントへの反応はどうか、と思いました。7期の時はどのような状況だったのか、それと実績も聞いておきたいと思えます。

最初のところで文章についてもという話ですけど、計画の趣旨が書いてありますが、例えば、高齢者人口が今後こうなるとか、少子高齢化が進んでいるという話を書いてありますが、「労働力の制約が強まる中での医療介護サービスの確保が求められている」というのはどういうことを言ってるのか分かりにくいです。労働力の制約というのは何を指してるのか、そんなところが一般の人が読まれて、そうだと思うのかどうか気になります。ここの表現は極めて抽象的なので、労働力の制約というのは何を指してるのかと分かりやすいようにしてください。

今、働き方改革、働かせ方改革と言っているんですけど、どう年寄りまで働かせるかと。とにかく、死ぬまでに2,000万円要りますという組み立てになっているのですから。そういう意味で文章も難しい

し、パブリックコメントの持っている意味が非常に大きいと思いますが、ただ市民の反応がどうかという点でも気になるところです。

今説明されたところで、継続とか充実とかいうにはそれなりのことが実績でもあったり、あるいは検討されてることだと思うのですが、見直しという中には説明にもありましたように、財政的な事情もあって上から強いられると感じます。だから、実態を見ながら削っていくという、その削減というのが前提にあって、それを見直しと称しているのだけれど、これからはどうかなと思う部分もあります。

介護用品給付事業について、7月の会議の時にも気がついて、現物支給の事業でも、5,000円を4,000円にするとか、来年は4,000円でいくけど、要介護3は半減するとなっています。その次の年はなくなるということについて、実態に合わせてその対象者から見て、まず激変緩和施策はとられているのだけれど、どうなのかという思いもします。いくつか気になることがあるのです。

前回は示されたグラフと今度のグラフで数字が違っているのがあって、これが何も重箱の隅をつつく質問ではないのですが、なぜこうなったかということを知りたいのです。

例えば、素案の9ページの下(4)要支援・要介護認定者の推計。推計の数字が7月に出示された資料とは違っているのです。ただ、年度の表示が違っている年もあったようですが、年度が違っていると思ったら、今度はその中の数値が違います。これは何で手直しをしたのかと、何か元の数字に間違いがあったのか、それに対する係数上の誤差があったのか、その辺を理由もわからないのですが、なぜこういう訂正を必要としたのかとか、他にいくつかあるのですが、教えてください。

【事務局】

量もたくさんありまして、表記も難しいというご意見いただいております。7期の時のパブリックコメントにつきましては、今回と同じようにさせていただきます、確か2件のご意見をいただいております。それに対して回答をさせていただきます、公表させていただいたところです。今回についても、広報や、ホームページ、新聞の投げ込みなどにつきまして、できるだけ広く周知をさせていただいて見ていただける機会というのを増やしていきたいと考えております。

文言が難しいところというのは修正をしていく必要がありますので、労働力の制約につきましても、労働力が減っていく中での今後のサービスのあり方というのを探していかなければいけないのですが、その表現というのをもう少しこちらでも考え直して、平易な形でわかっただきやすいように修正をかけていきたいと思っております。

グラフの見直しですが、数値を元の数値からグラフに拾っているのですけれども、見直しをかけさせていただいた時にミスに気がつきまして修正をかけさせていただきました。数が大きく変わったということではありません。申し訳ありませんでした。

7月の会議の時に説明しました介護要品給付事業の見直しことについても、ご指摘いただいたかと思うのですが、5,000円から4,000円の見直しをして、各種所得制限等実施していく、一割負担等も実施していくということで説明をさせていただいております。これにつきましては、地域支援事業での実施が第8期中には見直していかないといけないというようなこともありまして、どうしても今の5,000円という給付は難しいという判断のもとで、4,000円に見直しをするということになっております。

実態に合っているかどうかということですが、その時の資料でもお示しをさせていただいたのですが、兵庫県内でも各市町村がこの介護要品給付事業の実施をしております。ただ、給付の総額でいいましても、丹波市は兵庫県内でも神戸市に次ぐ第2位、神戸市が高齢者一人当たり人口に換算して351円であるところが、丹波市はその4倍の1,404円ということで、十分なというか過大な給付を行っていたと

というようなところもありますので、他の市町村との比較も行いまして、適正な規模に見直しを行っていくという方向です。

対象者がどう思われているかというところは、今後、確かにたくさん給付もらえていたものが減っていくということになりますので、反感等があるかもしれませんが、今後、利用者には通知を行って説明をするということ、問い合わせがあった場合にも、丁寧な説明でご理解いただけるようにということで対応していきたいと思っております。

【委員】

これまで3,000万円の利用費が500万に下がる。6分の1まで激変緩和するにしても、下がっている。すごい削減だという思いです。ここにも書いてありますが、任意事業などが7期で終わると。終わるということは国から辞めろと言われているのですか。

【事務局】

これまでの通知でしたら7期で地域支援事業の中でできるというものが終了になる、8期からは地域支援事業では行えない。地域支援事業では行えるということは、国、県、市の補助も入ってきての3,000万ですけど、今度それができないということで、第1号被保険者の保険料で行う市町村特別給付か、保健福祉事業で実施していかないといけないということになります。3,000万円程度の給付を65歳以上の第1号被保険者の保険料のみで賄うということになると、保険料がかなり上がってしまうということもありますので、対象を所得が低い方でありますとか介護度の高い方に絞らせていただいているという、そうしないとどうしても保険料が上がってしまうという現状がありますので、そのような対応させていただいております。

【委員】

この表を見ていますと、7期の推計について、将来どうなるかという点で見ますと、相当大きくなります。例えば、居宅サービスの特定施設入居者生活介護とか、これは人数が増えています。例えば、7期の時のこの欄でいいますと、居宅サービスの訪問介護については120ページ。5章の冒頭です。この表の7期の計画の最初の介護訪問で利用回数というのは、単位は千円ですか。

【事務局】

回数は回で見ていただけたらと思います。ひと月に536人の方が利用されて、その536人の方が利用される回数が7,308回です。

【委員】

最初の7期の計画によると、88,000となっています。88,000が何でこの7,300の実績になっているのか。あくる年の2019年は91,000となっています。万単位で減っている。最初の見込みをある程度しておかないと、どういう見通しになるか分からないという政治的な意味も含まれてこういう数字をはじかれていたのか。

この7期計画と実績との間に大きな違いがある表がいくつかあります。7期の計画をされた当時の協議会はそのような問題についておかしいではないかという指摘でもあったのかという気もするのですが。とにかく実績と見込みの間に差があると、こういう問題はどのようなふうに説明されるのか。

【事務局】

この回数を表記させていただく時に7期の時は、年間の回数で書いてあるのです。第7期の計画書をお持ちであれば、116ページに記載していますが、年間の回数表記にしております。今回はより分かりやすいように、ひと月にどれくらい使われているのかということで、12で割らせていただいて、月間の回数にしておりますので、単位としては一桁変わってきてしまうということになります。今回は12で割らせていただいた数になっております。

数としては7期と8期で変化がないのに保険料が高くなっていくというようなこともおきてきます。実は、回数や人数だけではなくて、報酬の単価自体が上がっているという現実があります。今回につきましてはコロナの影響で、通所介護などにつきましてはコロナの対策を事業所がされているので、そういう場合は少し割増をして報酬を請求していいということが国から指示として出ております。そこで去年と比べますと一人当たりの単価が増えたりしております。まだ国からそれを減らすのか継続するのか、そういった話も出てきていない状況ですので、単純に今の単価で計算をすることができないという状況です。

【委員】

例にとったのは年単位で、月にしたって分かるのですが。今度の122ページの地域密着型通所介護の2018年とか、同じように月でしてあるのですが、実際には11,000が6,900になったとか、1,057人というのが711人になっている。割と多めに見てあるのですか。一応多めに見ておかないことには介護保険料を算定する際につまってしまうと、という問題があって、何%かは多めにみるというそういう指導があってこういう数字になっているのかどうか、その辺の事情を聞いておきたいです。

【事務局】

数はその年の上がり幅等を見ながら計上します。平成29年度というのは第7期計画の介護保険の策定年度であったのですが平成27年度、28年度は結構なだらかに給付費が増えていきましたが、29年度に多めに給付があがりました。そうなりますと、算定をする際にその上がり幅が落ち着くのか下がるのかというところは、なかなか判断が難しいところですので、その上がり幅も含めながら、次の3年間を算定するということになりますので、少し高めの数値になっているのは事実です。

【会長】

他にございませんか。ないようですので説明を終わらせていただいて、その他に入りたいと思います。よろしいですか。

5. その他

(1) 令和2年度第5回運営協議会開催について

【会長】

その他について、事務局、何かありますか。

【事務局】

5のその他ですけれど、次回予定として令和3年1月28日木曜日14時から、第5回の運営協議会を開催させていただきたいと存じます。

それまでに、パブリックコメントを12月25日からさせていただきます。文言等まだ確認がしきれていない部分がございますので、最終これでパブリックコメントを出しますという素案が出来次第、再度委員の皆様にお送りさせていただいて、ご確認いただきたいと思っておりますので、どうぞご了承ください。

【委員】

これまでに2回検討の会合で、介護保険料ができるだけ上がらないようにとか、一時的な上昇がないようにということをおっしゃっていました。見通しとしてはどのくらいの介護保険料値上がりになるか、もうこれで大体外堀も内堀も埋まり、後は数量を当てはめて保険料を決めるだけだということになっていくと思うのです。

ですから、そんな段階で、大体数字が出て、なるほどこれはやむを得ないというような雰囲気はどうせなると思うのですけど、今の見通しからいったらどの程度の値上がりになりそうなのか。どれくらいの見込みを実務担当のところでは持っておられるのか、その辺を聞いておきたいのですけれど。

【事務局】

先ほどから繰り返し申し上げたように、まず介護サービスの利用量の上がり幅をその金額にかけて計算をするのですが、その根拠になる給付の実績自体が2か月遅れで入ってきますので、その実績自体がきっちりしたものが掴みにくいというのが1つです。またコロナ関係の加算がこれまでより続か続かないかで、上がり幅もかなり違ってくると思います。その通知や介護報酬の単価の改定が、果たしてどのくらい上がるのかというのが分からないと、全く積算できないような状況です。仮に去年と同じような報酬単価であったとしても、6期から7期に行く時に若干高めには見っていますが、それが果たして結果として過大だったのか、小さかったのかというのも今のところ分からない状態なので、本当に見込みが難しいというのが本音です。

これまでから地域支援事業で行ってきた介護用品給付事業が、国、県の補助がなくなって介護保険事業、保険料だけで持続可能な形にしていったらどうなるのか、というような見直しも全て踏まえながら今検討させていただいております。あまり上がらないような状態で、最後落ち着くような金額で考えていきたいと思っておりますので、そこはご了承くださいたいと思っております。今は、確実にどのくらい上がりそうだとかが下がりそうだとかという回答できませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【委員】

それは年内くらいには見通しがつくのですか。

【事務局】

その時にはまだ金額は出ていないですけど、12月下旬頃には大まかな改定の方針が出ますので、それを見ないと分からないということでご理解いただきたいと思っております。

【事務局】

委員がご質問いただいたところ、本当に私たちもこれからきっちりとしていかないといけないと思っております。基金がございますが、それをいざという時のためにどれくらい残して、この基金を

繰り越して保険料を上げていくのかということも最終判断をしてみたいです。突発的な、かなり高額に上がるということは今の中で想定をしておりますが、金額の目安などは今からしっかりと整えて議会で説明をしたり、皆様方にご理解いただけるように説明できるように準備をしてみたいと思っておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

【会長】

他にございませんか。ないようでしたら、この会を閉じさせていただきます。慎重にご意見等出していただきまして、ありがとうございました。この会としましてはもう年内会議がございません。どうか皆様方には健康にご留意いただきまして、また新年1月28日には顔を拝見させていただいてご意見を賜りたいと思います。どうも今日はお疲れ様でございました。